

自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー）

自動継続自由金利型定期預金（M型）（以下「この預金」といいます。）は、各種定期預金共通規定および次の規定により取扱います。

1. 預金契約の成立

当金庫は、お客さまからこの預金に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

2. 自動継続

- (1) この預金は、証書（通帳）記載の満期日に元利金の合計額（元利金継続方式）または元金のみ（元金継続方式）のいずれかあらかじめ指定された方式によって、前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

3. 預金の支払時期

この預金は、継続停止の申出があった場合に満期日以後に支払います。

4. 利息

4-1 単利型

- (1) この預金の利息は、預入日（継続したときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書（通帳）記載の利率（継続後の預金については第2条第2項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払は次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書（通帳）記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払い日に支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自動継続自由金利型2年定期預金（M型）」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。
- ② 中間払利息を差引いた利息の残額は（以下「満期払利息」といいます。）満期日以後に

この預金とともに支払います。

(2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するかまたは満期日に元金に組入れて継続します。

② 自動継続自由金利型2年定期預金（M型）の中間払利息および満期払利息については、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。

A 預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。

B 中間払利息を定期預金とする場合には、当金庫所定の基準により中間利払日にこの自動継続自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にする預入期間1年のこの預金（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、その利率は中間利払日における当金庫の利率を適用します。満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元利金とともに合計して自動継続自由金利型2年定期預金（M型）に継続します。

③ 預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

④ 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書（通帳）とともに提出してください。

(3) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(4) この預金を各種定期預金共通規定第11条第1項により満期日前に解約する場合および各種定期預金共通規定第11条第3項または第11条第4項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額と期限前解約利息との差額を清算します。

① 預入日から1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B 6か月以上1年未満	約定利率×50%
C 1年以上3年未満	約定利率×70%

② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B 6か月以上1年未満	約定利率×40%

C	1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
D	1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
E	2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
F	2年6か月以上4年未満	約定利率×90%

③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A	6か月未満	解約日における普通預金の利率
B	6か月以上1年未満	約定利率×40%
C	1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
D	1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
E	2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
F	2年6か月以上3年未満	約定利率×80%
G	3年以上5年未満	約定利率×90%

④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A	6か月未満	解約日における普通預金の利率
B	6か月以上1年未満	約定利率×30%
C	1年以上1年6か月未満	約定利率×40%
D	1年6か月以上2年未満	約定利率×50%
E	2年以上2年6か月未満	約定利率×60%
F	2年6か月以上3年未満	約定利率×70%
G	3年以上4年未満	約定利率×80%
H	4年以上5年未満	約定利率×90%

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。

4-2 複利型（預入期間3年以上）

- (1) この預金の利息は、預入日（継続したときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書（通帳）記載の利率（継続後の預金については、第2条第2項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法により計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書（通帳）とともに提出してください。
- (2) 継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (3) この預金を各種定期預金共通規定第11条第1項により満期日前に解約する場合および各種定期預金共通規定第11条第3項または第11条第4項の規定により解約する場合には、その利息は預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって6か月複利の方法によ

り計算し、この預金とともに支払います。

- ① 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B 6か月以上1年未満	約定利率×40%
C 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
D 1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
E 2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
F 2年6か月以上4年未満	約定利率×90%

- ② 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B 6か月以上1年未満	約定利率×40%
C 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
D 1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
E 2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
F 2年6か月以上3年未満	約定利率×80%
G 3年以上5年未満	約定利率×90%

- ③ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B 6か月以上1年未満	約定利率×30%
C 1年以上1年6か月未満	約定利率×40%
D 1年6か月以上2年未満	約定利率×50%
E 2年以上2年6か月未満	約定利率×60%
F 2年6か月以上3年未満	約定利率×70%
G 3年以上4年未満	約定利率×80%
H 4年以上5年未満	約定利率×90%

- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。

5. 中間利息定期預金

- (1) 中間利息定期預金の利息については、前記4-1（単利型）の規定を準用します。
- (2) 中間利息定期預金の利息については、預金証書を発行しないこととし、次により取扱います。
- ① 中間利息定期預金の内容については別途に連絡します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
- ② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して提出してください。
- ③ 中間利息定期預金をこの預金とともに解約もしくは書替継続するとき、または、中間利息定期預金のみを解約もしくは書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印

章により記名押印してこの証書（通帳）とともに提出してください。

6. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上